

第9回 住民の権利と義務

1. 自治法の「権利義務」規定（10条2項）

(1)自治体の役務の提供を等しく受ける権利

金銭的扶助、資金貸付け、保険。

公の施設（244条）の利用 → これは次回

(2)負担を分担する義務（10条2項）

地方税、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等の納付

2. 選挙制度

(1)選挙権

選挙人名簿への登録

外国人参政権の問題 → これは憲法で

(2)被選挙権

議員 25歳以上、都道府県知事 30歳以上、市町村長 25歳以上（19条）

3. 直接請求

(1)直接参政

(a)民意の直接発現

①町村総会 → 議会の代替物

②首長公選制 → 執行機関の選出

(b)住民の直接的な政治参加

直接請求、住民投票、住民監査請求・住民訴訟

(c)意義

住民自治、代表民主制の補強

(2)直接請求制度の歴史

●1946年9月27日の市制・町村制の改正で「直接請求」制を導入

●1947年地方自治法で引き継ぎ

施行令により、署名収集期間を都道府県2か月、市町村1か月に限定

●1948年改正

条例の制定改廃請求の対象から、地方税、分担金、使用料等を除外

●1950年改正

手続規定を詳細化、選挙管理委員会に署名審査権、署名に関する罰則規定

●1969年改正

同一区域内で選挙が行われたときは、政令で定める期間、直接請求のための署名を収集しえない旨の規定が置かれた。

(3)直接請求制度の分類

(a)議会に関わるもの

- ①議会解散請求（13条1項）
- ②議員の解職請求（13条2項）

(b)執行機関に関わるもの

- ①長の解職請求（13条2項）
- ②副知事または副市町村長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員の解職請求（13条2項）
- ③教育委員会の委員の解職請求（13条3項）⇒ 地方教育行政法8条に手続の定め
- ④自治法以外の法律に根拠を有する解職請求
 - 農業委員 ⇒ 農業委員会法14条
 - 海区漁業調整委員 ⇒ 漁業法99条
- ⑤事務監査請求（75条）

(c)執行機関を介して議会に関わるもの

- ①条例の制定改廃請求（74条以下）
- ②合併協議会の設置の請求
 - 市町村合併特例法に基づく制度
 - 2002年住民投票制の導入

4. 住民参加と住民投票

(1)住民参加

- (a)法律による住民参加の仕組み
 - 行政手続法、環境影響評価法、河川法、都市計画法、廃棄物処理法
- (b)住民参加条例
- (c)パブリックインヴォルvement

(2)住民投票

- (a)課題特定型条例
 - 原発、産業廃棄物処分場など
- (b)一般手続型条例
 - 住民投票条例、自治基本条例
- (c)投票結果の法的拘束力